

# 【高石健幸リビング・ラボ モニター事業】 案内とスケジュール

ヘルスケア分野における新製品・新サービス事業の市民協働創出に向けて、高石健幸のまちづくり協議会が先導役となり、平成29年10月にオープンしました【高石健幸リビング・ラボ】

当ラボでは高石市の健幸意識が高い市民モニター様に自社の製品・サービスを試用していただき、アンケートやグループインタビュー等を実施しながら、製品・サービス開発のお手伝いをします。

モニター結果を開発にフィードバックすることで、貴社のサービスをより高品質にしませんか！？

すでに日本の高齢化率は27.3%に達し、ますます高齢化率は加速することが見込まれています。

そのような特に高齢な方向けのサービスは「安心」「安全」が最優先され、想定外のことがあってはならないことであり、新たな製品・サービスには慎重に進められる特性があります。

また働く世代の消費においてもサービス消費が増加傾向にあるなど、消費者側の動向も近年変化してきています。そのような安全性や品質が確認された上での製品・サービスを、消費者の意向に合わせ世に出すためにも、市民モニター様のご意見は貴重であると感じませんか。健幸意識の高い高石市民に対しての健幸に関する製品・サービスを募集いたします。

## ●実施の流れ●

1. 事業にご興味をお持ちの企業・団体様、面談を実施します。下記へご連絡ください。【場所:高石市立総合保健センター】
2. 面談の上ご意向に沿う内容であれば、【高石健幸リビング・ラボ モニター事業 事業者申込書】をご記入の上、必要書類を下記メール宛先に送付ください。
3. 申込書と面談を踏まえて倫理委員会開催有無の決定
4. 倫理委員会にて審査
5. 倫理委員会の結果を通知
6. 集客の上、モニター事業の実施
7. 終了後、【高石健幸リビング・ラボ モニター事業 事業者報告書】をメールにて提出ください。



※ スケジュールや内容は変更・前後する場合がございます

## ●お申込みについて●

別添【高石健幸リビング・ラボ モニター事業 事業者申込書】に、必要事項をご記入の上、下記メールの宛先までご送付ください。会社概要や製品・サービス資料、加入保険証、実施アンケートや同意書など、モニター実施に関する書類も合わせてご提出ください。なお高石健幸のまちづくり協議会 正会員に未入会の事業者(法人・団体)様は、入会届も合わせてご送付ください。

(入手方法:「高石市健幸のまちづくり協議会」と検索、もしくは下記URL・QRコードから入手ください)

[http://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/fukushi\\_hoken/kenkodukuri\\_ka/smartwellnesscity/machidukuri\\_kyougikai.html](http://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/fukushi_hoken/kenkodukuri_ka/smartwellnesscity/machidukuri_kyougikai.html)



## 【お問い合わせ先・各種送付先】

高石市健幸のまちづくり協議会 高石健幸リビング・ラボ運営事務局  
〒592-0002 大阪府高石市羽衣4丁目4-26 高石市立総合保健センター1階  
お問合せ時間: 平日(月)～(金)9:00-17:30  
TEL/Fax:072-242-3927  
URL: <https://www.takaishi-kenkou.jp/>  
送付先メールアドレス:kk\_kenkou@takaishi-kenkou.jp



高石市健幸のまちづくり協議会

## 【高石健幸リビング・ラボ モニター事業 利用規約】

### 1. 規約の履行

高石健幸リビング・ラボ モニター事業を実施する法人・団体事業者（以下「事業者」という）は高石市健幸のまちづくり協議会（以下「協議会」という）および高石健幸リビング・ラボ運営事務局（以下「事務局」という）が提示する、以下モニター事業利用規約を確認の上、遵守しなくてはならない。協議会・事務局が事業の主旨に則さないと判断した場合、その時期を問わず利用申込の拒否、利用の取り消しを協議会は命じることができます。その際、協議会・事務局の判断根拠などは公表しません。また利用取り消しで生じた事業者および関係者の損害も補償しません。

### 2. 募集の対象・条件

医療・看護・介護・福祉・健康分野においてヘルスケア分野の製品開発やサービスの展開を行っている事業者であり、高石市健幸のまちづくり協議会の会員である事業者となります。未入会の際はご入会いただく必要がございます。

### 3. 実施条件

- 1) 実施期間は1日から可能です。利用期間は相談の上、決定いたします。
- 2) 原則、有識者等で構成される倫理委員会において安全面や品質等についての審査を行います。倫理委員会開催有無は、お申込み内容により異なります。審査実施に際して、専門的事象の詳しい説明が必要な場合、事業者には倫理委員会に同席いただくことがあります。審査結果によって、モニターのご利用をお断りさせていただく場合がございます。また倫理委員会の開催までに実施に際してモニターから取得する個人情報やアンケート、同意書などあらゆる書類は必ずご提出ください。尚、使用用途や目的・管理方法も明確に提示してください。事前に提示し承認されていない書類・情報はいかなる場合もモニターから取得することはできません。
- 3) 倫理委員会承認後、迅速な集客のため、委員会前にチラシなど告知準備を頂く場合がありますが、実施確定するものではありません。
- 4) 安全確保に配慮した製品、サービスであることとします。
- 5) モニター実施場所における参加者等のプライバシーに配慮したモニターであることとします。
- 6) モニター中は、原則、事業者側で人員配置が行えることとします。
- 7) 実施後、所定の様式【高石健幸リビング・ラボ モニター事業 事業者報告書】に実施結果を記入の上ご提出ください。

### 4. 利用の割り当て・設置

- 1) モニター事業は、協議会・事務局が定める場所・日時に基づくものとします。
- 2) 展示物などで会場へ搬入と設置をする際は、協議会・事務局より通知される期間で行うものとします。
- 3) モニター事業中は協議会・事務局の承認なしに搬入・搬出・撤去及び移動はできません。
- 4) イベント装飾は協議会・事務局に確認の上、実施ください。また実施中、転倒の恐れがあるものは必ず固定頂きます。上記について、事業者はその結果に従うものとします。

### 5. 撮影について

モニター事業中、撮影をさせていただく場合があります。なお、事業者による撮影は、来場者など人物を特定できないよう配慮いただくことを前提といたします。撮影により、第三者と問題が発生しても、協議会・事務局は一切の責任を負いません。また撮影の際は事前に参加者の同意を得てください。

### 6. モニター事業の変更・キャンセル・取り消し

事業者申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどが利用の対象です。事業者は、事業者申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどに変更が生じた場合、速やかに協議会・事務局に連絡をしなければなりません。事業者申込書を協議会・事務局が受領した後の利用のキャンセル・取り消しは原則認められません。やむを得ない事情により、利用のすべてまたは一部のキャンセル・取り消しをする場合、事業者は速やかに協議会・事務局に届け出なければなりません。協議会・事務局が受領した時点で利用のすべてまたは一部のキャンセル・取り消しが成立します。

## 【高石健幸リビング・ラボ モニター事業 利用規約】

### 7. 注意事項

- 1) 健康診断や各種催し、選挙など高石市の事業で使用の際は、日時の変更のお願いをすることがあります。  
なお、日時決定後でも変更となる可能性がございます。
- 2) 実施可能日時は、施設利用可能日時に準じます。
- 3) 販売および金銭授受を目的としたモニター事業の開催は禁止です。
- 4) 申込書および面談・ヒアリングの内容によっては、ご希望に沿えない場合がございます。
- 5) 高石健幸リビング・ラボの活動内容を広く一般に周知するため、機密情報等を除いた本事業の実施内容を文書若しくはWEB上などに掲載する場合がございます。

### 8. 迷惑行為の禁止

- 1) 社会通念に照らして、品位に著しく欠ける利用、行為。
- 2) 暴力行為や公序良俗に反する利用、行為。
- 3) 政治、宗教内容に関する行為。
- 4) 騒音や誹謗中傷、18歳未満の視聴が禁止されている成人向けコンテンツ等、周囲の迷惑な行為。
- 5) 来場者の同意を得ないで「個人情報」の収集を行う利用。

迷惑行為が他者に多大な迷惑を与えているか否かは協議会・事務局が判断し、その中止・変更を命じることができ、次回以降の利用申込の拒否を行う権利を持ちます。また事業者はそれに従うものとします。

### 9. 損害責任

- 1) 協議会・事務局はいかなる理由においても、事業者および関係者等がモニター事業の実施によって、また不注意などによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません
- 2) 使用施設にある備品および事業実施施設の設備の破損などが生じた際は、協議会・事務局へ報告ください。その際の修繕費用はご負担いただく場合がございます。
- 3) 天災・交通機関の遅延・社会不安、感染症、高石市の事業、その他不可抗力が原因で、事業実施施設の開館・利用の不可など利用実施変更・中止が生じる場合がございます。その際の事業者および関係者の損害は補償しません。
- 4) 必要に応じて、必要とされる損害保険は、事業者で加入いただきます。

### 10. 保険

展示物の搬入から撤去までに必要とされる損害保険は、事業者でご加入ください。また利用の上で保険が必要と協議会・事務局が判断する場合があります。尚、協議会・事務局は保険にかかる費用や損害について一切の責任を負いません。

### 11. 個人情報の取り扱い

「高石健幸リビング・ラボ モニター事業 事業者申込書」に記載いただいた個人情報は、「高石市健幸のまちづくり協議会個人情報保護規程」に準じて取り扱います。それ以外でご本人の同意を得ることなく、保有する個人情報を第三者へ提供いたしません。

# 【高石健幸リビング・ラボ モニター事業 事業者申込書】

高石市健幸のまちづくり協議会 御中

申込日:2020 年 月 日

本申込用紙にご記入いただく情報は、モニター進行上、必要な時に限り利用するものとします。  
 また高石市健幸のまちづくり協議会・高石健幸リビング・ラボ運営事務局にて取り扱います。  
 申込者の同意を得ることなく、それ以外の目的に利用致しません。利用規約を承諾した上で、お申込みください。

以下、項目に利用詳細をご記入ください。

項 目	内 容
法人・団体について	機関名： <span style="float: right;">部署名：</span>
	代表者名： <span style="float: right;">ご担当者名：</span>
	ご住所：
	ご連絡先： ( )
	メールアドレス： <small>※-(ハイフン)。(アンダーバー)大文字小文字数字を区別してお書きください</small>
	URL：
	事業内容（主な製品等）
資本金： <span style="float: right;">円</span> <span style="float: right;">従業員数： <span style="float: right;">名</span></span>	
モニター実施内容 について  <span style="color: red;">※Q4～Q8：【はい】の際 は本書類提出時添付ください</span>	【タイトル： <span style="float: right;">】</span>
	Q1. 製品・サービス概要
	Q2. 目的（研究・調査など内容含む）
	Q3. 項目・プログラム
	Q4. アンケートを実施しますか <span style="float: right;">【 <input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ】※</span> 【使用目的・用途・管理方法】
Q5. モニターから同意書を取得しますか <span style="float: right;">【 <input type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ】※</span>	



